

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 5月15日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系乾燥機本体空気抜き可とう配管部分より、約3秒に1滴の水漏えい(汚染無し。漏えい水量: 約0.15リットル)が認められたため、乾燥機の停止にて漏えい停止を確認し、当該配管部分を点検・修理。	GIII	